

令和7年度 財政的援助団体等監査実施計画

令和7年度監査計画第2の1(3)に規定する財政的援助団体等の監査については、次のとおり実施する。

1 実施方針

監査委員又は事務局職員による実地方式の監査を基本とし、機動的・効率的、かつ、適切な監査の実施に努める。

2 対象団体の選定

次のアからウにより、各部局の所管団体数及び過去の監査実績等を勘案して選定する。なお、今年度、京都府による公益法人立入検査が実施される団体は対象としない。

ア 出資団体（資本金等の1/4以上を出資している団体）

36 出資団体を対象とし、各団体を概ね1～3年に1回の頻度で実施

イ 公の施設の管理団体

23 指定管理団体を対象とし、各指定管理者の指定管理期間内に1回以上実施

ウ 補助金等交付団体

令和6年度補助金額が概ね5千万円以上の団体から、補助事業の内容等を勘案し、抽出して実施

3 監査対象団体

別紙のとおり

<参考>

○地方自治法 第百九十九条

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

○令和7年度監査計画

第2 監査等の種類、対象、時期等

1 監査基準第2条による区分

(3) 財政的援助団体等監査

府が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として実施する。

監査の対象とする団体については、別途定める実施計画に基づき20団体程度を選定して行う。

(別紙)

令和7年度 財政的援助団体等監査対象団体

| 区分 | 団体数 | 対象数 | 本年度監査対象団体 | 部局 | 過去10年で直近の監査()内は指定管理期間 | 摘要 | |
|-----------|-----------------|-----|---------------------------------|----------------------|------------------------|---|-----------------|
| 出資団体 | 実地監査※1 | 9 | 3 | 京都府公立大学法人 | 総政環 | R6【毎年】 | 概ね1～3年に1回の頻度で実施 |
| | | | | (公財) 京都産業21 | 商労観 | R4 | |
| | | | | (公財) 京都府公園公社 | 建設交通 | R4 | |
| | 書面監査(現地事務局調査)※2 | 27 | 6 | (一財)城陽山砂利採取地整備公社 | 総政環 | R3 | |
| | | | | (公財) 京都府中丹文化事業団 | 文化生活 | R3 | |
| | | | | (公財) 関西文化学術研究都市推進機構 | 商労観 | R3 | |
| | | | | (公財) 京都府水産振興事業団 | 農林水産 | R3 | |
| | | | | (一財) 京都技術サポートセンター | 建設交通 | R3 | |
| | | | | (公財) 京都府暴力追放運動推進センター | 警察本部 | R3 | |
| 公の施設の管理団体 | 23 | 5 | 北山街協同組合(陶板名画の庭) | 文化生活 | R2(R4～R8) | 各指定管理者の指定管理期間内に1回以上実施 | |
| | | | 日本管財(株)(総合社会福祉会館) | 健康福祉 | R3(R4～R8) | | |
| | | | 国家公務員共済組合連合会(舞鶴こども療育センター) | 健康福祉 | R3(R6～R8) | | |
| | | | 植彌加藤造園(株)(関西文化学術研究都市記念公園) | 建設交通 | R3(R4～R8) | | |
| | | | (株)東急コミュニティー(府営住宅 洛西西境谷団地他12団地) | 建設交通 | R3(R6～R11) | | |
| 補助金等交付団体 | - | 4 | (学) 佛教教育学園 | 文化生活 | - | 令和6年度補助金額が概ね5千万円以上の団体から、補助事業の内容等を勘案し、抽出して実施 | |
| | | | 京都第一赤十字病院 | 健康福祉 | - | | |
| | | | 京都府商工会連合会 | 商労観 | - | | |
| | | | 京都市森林組合 | 農林水産 | - | | |
| 計 | - | 18 | - | - | - | | |

(注) 今年度、京都府による公益法人立入検査が実施される団体は対象としない。

※1: 「実地監査」と記載の団体については、現地事務局調査を実施後、監査委員による実地監査を実施。

※2: 「書面監査(現地事務局調査)」と記載の団体については、現地事務局調査を実施後、監査委員による書面監査を実施。